

SIM STUDIO 機材レンタル 会員登録手順

この度は、新規に引き合いを頂戴しまして有難うございます。

1. 「レンタル約款」を全てお読み頂き、同意されましたら記入欄へ署名してください。
※同意されない場合は、ご利用できませんのでご了承ください。
2. 「SIM STUDIO 機材レンタル会員登録用紙」の記入欄に必要事項をご記入下さい。
※記入漏れがあった場合は再度書類を作成していただくことになります。
3. 「SIM STUDIO 機材レンタル会員登録 本人確認書類提出用紙」に名刺・身分証明書のコピーを貼り付けて下さい。
※不備があった場合は再度書類を作成していただくことになります。
4. 1～3で作成した書類を弊社までFAXにて送信してください。

FAX:03-6457-1961

※なお原本は初回お貸し出し時に提出していただきますので、お客様自身で保管の上必ずご持参ください。

5. FAX到着後、入会審査を行い弊社より確認のお電話を差し上げます。
※ご記入内容によってはお取引をお断りさせていただく場合がございます。

初回貸出時に必要なもの

▼一つでもお忘れになりますと、機材の貸し出しをお断りしますのでご注意ください。

- 署名捺印済みの「レンタル約款」の原本 ※FAXで送信していただいたもの
- ご記入済みの「機材レンタル会員登録用紙」 ※FAXで送信していただいたもの
- 身分証明書 ※FAXで送信していただいた身分証明書の原本
* 運転免許証、パスポートから1点又は健康保険証、住民票(3か月以内)、公共料金の領収書などから2点現住所が記載されているもの
- 名刺 ※お持ちでない方は不要です
- レンタル代金 ※事前に振込済みの場合は不要です

ご返却は原則、使用日翌営業日の正午まで
・ご連絡無しの延長は厳禁とさせていただきます。

FAX送信先 : 03-6457-1961

※レンタル約款同意書も一緒にFAXしてください。

提出
書類

SIM STUDIO 機材レンタル会員登録用紙

新規登録

登録内容変更

再登録

ご記入日 年 月 日

※・・記入必須

フリガナ			
貴社名			
フリガナ			
代表者名			
フリガナ			
所在地	〒		
電話(代表)		FAX(代表)	
設立	年 月 日	資本金	
従業員数		取引銀行	銀行 支店
Webサイト	http://		
事業内容 活動内容			
主要 取引先			
フリガナ		部署名	
※ご担当者様 お名前			
フリガナ			
※住所 (上記と違う場合記入)	〒		
※電話 (上記と違う場合記入)		FAX (上記と違う場合記入)	
携帯番号		※E-mail	

※ご記入無いように不備があった場合は再度、作成して頂くこととなりますのでご注意ください。

弊社記入欄 (担当者:)

登録年月日	年 月 日	シムスタID	
備考欄			

SIM STUDIO 機材レンタル会員登録 本人確認書類提出用紙

提出
書類

■ 名刺コピー添付欄

※登録を希望する会社名が入った名刺を提出してください。
名刺をお持ちでない方は提出不要です。

名刺・表	名刺・裏

■ 身分証明書コピー添付欄

※免許証(裏表)・パスポートのどちらか1点、もしくは健康保険証(期限内)/住民票(3か月以内発行)
公共料金等の郵便物(現住所が記載されているもの)から2点。

--

レンタル約款同意書

提出
書類

※原本は初回お貸出時に必ずご持参ください。

第1条(総則)

- お客様(以下「甲」と(株)ブリックス「シムスタジオ」(以下「乙」と)との間の賃貸借契約(以下「レンタル契約」)については、別途書面より合意されない限り、以下条文の規定が適用されます。
- この約款のほか、レンタル契約に関し当社が別途定める細則等も、この約款の一部を構成するものいたします。
- 乙は乙の判断により、この約款(前項の細則等も含む。以下同じ。)の変更をすることができるものとし、約款変更後に成立したレンタル契約については、変更後の約款が適用されるものいたします。甲は予めこれを承諾するものいたします。

第2条(入会・会員登録)

甲が本約款に同意し乙が定める手続きで入会申込みをし、乙の審査・登録手続き完了後に会員としての資格を有します。但し、乙の入会審査において甲のお申込み内容の確認をさせていただく場合があり、入会・会員手続き完了後であっても入会をお断りさせていただく場合がございますので予めご了承下さい。お断り内容の説明義務を乙は負いません。

第3条(商品の貸し出し)

乙は甲に対し、乙が甲に発行するレンタル明細書に記載するレンタル商品(以下「商品」)を貸し出し、甲はこれを借り受けます。但し、一度に複数台のご利用やご返却前での追加ご利用につきましては、お断りする場合がございますので予めご了承下さい。

第4条(レンタル期間)

- レンタル期間はレンタル明細書に記載する期間といたします。
- この約款に基づくレンタル契約は、この約款に定める場合を除き、レンタル期間満了日まで解除し又は終了させることができません。

第5条(レンタル料金)

甲は、乙が発行したレンタル契約締結日に有効なレンタル料金表に基づいて算出した、レンタル料、運送諸経費、その他代金などに、消費税を付した金額(以下「レンタル料等」)を乙に対して支払います。

第6条(商品の引渡し)

- 乙は甲に対し、商品を甲の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日に引渡し、甲は商品をレンタル終了日に返還いたします。
- 甲は乙から商品の引渡しを受けた後、速やかに状態を確認するものとし、商品に瑕疵があった場合は、引渡し後2日以内に乙に通知するものいたします。かかる通知がなされなかった場合、商品は正常な性能を備えた状態で甲に引渡されたものいたします。

第7条(担保責任)

甲は乙に対し、引渡し時に物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については一切保証をいたしません。

第8条(担保責任の範囲)

- レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により商品が正常に作動しない場合は、乙は商品の交換又は修理のために使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割計算により減免することがあります。
- 商品の瑕疵については、乙は請求原因の如何にかかわらず、事前に定める以外の責任を一切負いません。
- レンタル契約に関し、乙が甲に対して負担する損害賠償責任その他の責任は、請求原因の如何にかかわらず、当該レンタル契約において甲から乙に支払われたレンタル料の額を上限といたします。

第9条(商品の使用、保管)

- 甲は商品を善良な管理者の注意をもって使用中保管し、これらに要する消耗品及び費用を負担いたします。
- 甲は商品をその本来の使用目的以外に使用いたしません。
- 甲は乙の書面による承諾を得ないで商品の譲渡、転貸、質入及び担保への供与をいたしません。また甲は商品を分解、修理、調整、改造、汚染などいたしません。

第10条(商品の使用管理義務違反)

- 商品が甲の責による事由に基づき紛失、損傷した場合、又は甲が乙の商品に対する所有権を侵害した場合には、甲は乙に対して紛失した商品の購入代金、損傷した商品の修理代金又は所有権の侵害によって乙が被った一切の損害額を弁済いたします。
- レンタル期間中に甲が商品自体またはその設置、保管、使用等によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償するものとし、乙は一切の責任を負いません。

第11条(レンタル期間の延長)

甲から延長期間を定めて期間延長の申し出があった場合は、乙は当該レンタル契約に適用される料金制度表に基づき、この申し出を承諾し延長する場合がありますが、次のご利用が決まっている場合など延長をお断りする場合がございますので予めご了承下さい。

第12条(商品の返却遅延の損害金)

甲が乙に商品の返却をなすべき場合において、その返却を遅延したときは、甲はその期日の翌日から返却の完了日までの遅延損害金を乙に支払います。この場合、遅延期間1日当りの損害金は、通常設定レンタル金額1日料金の150%といたします。

第13条(商品の配送)

甲は乙の指定する配送業者が商品を配送することを承諾いたします。乙の責めに帰すことのできない事由による配送の遅延(天災、事故、渋滞等)については、乙は甲に対して一切の責任を負わないものいたします。

第14条(乙の権利の譲渡)

乙は、この契約に基づく乙の権利を金融機関等の第三者に譲渡、若しくは担保に差入れることができます。

第15条(情報)

レンタル期間中、又は甲が乙に商品を返却した後であるかに関わらず、また商品の返却の理由の如何を問わず、商品の内部に記録されているいかなる情報についても、甲は乙に対し返還、修復、削除、賠償などの請求を一切いたしません。

第16条(退会)

以下条項等など、会員として乙が甲を不適格と判断した場合、乙は甲に退会を申し付けることができるものいたします。

- 入会申込み等における虚偽の申請、この規約への違反、商品の不適切な取扱い、その他乙が甲を会員として不適格と判断した場合。

第17条(合意管轄)

本約款から発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

私は上記約款に同意し、それを守ります。

お名前:

印